

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

1 公表の対象となる行政処分

公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次の処分とする。

- (1) 認定の取消し（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項）
- (2) 指示処分（都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うものに限る。）（法第22条第1項又は第25条第2項第1号）
- (3) 営業停止命令（法第23条第1項又は第25条第2項第2号）
- (4) 営業廃止命令（法第24条第1項又は第25条第2項第3号）

2 公表の例外

公表対象処分であっても、次の場合には、公表しないものとする。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項による要請に際し、国土交通大臣（運輸支局長等）から処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 特段の事情により処分の公表が適切でないと公安委員会が認める場合

3 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市区町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

4 公表の方法

公表対象処分を行った場合は、福島県公安委員会のホームページへの掲載により公表を行うものとする。

5 他の公安委員会に係る取扱い

- (1) 本県以外の公安委員会が公表対象処分を行った場合で、被処分者の主たる営業所が本県にあるときは、当該処分を行った公安委員会において公表を行うこととなる

が、本県においても当該公安委員会からの通知に基づき、公表を行うものとする。

- (2) 公表対象処分を行った場合で、被処分者の主たる営業所が他の都道府県にあるときは、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、別記様式の写しを送付するものとする。

6 公表の期間

公表の期間は、当該処分を受けた日から起算して2年を経過する日までとする。

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日		平成 年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。